

理工学部 感染防止策（学生用）

（県の警戒レベル1の期間用）

2020年6月15日

基本方針

- 1、学外での感染を避ける生活を行う。
- 2、感染を学内に持ち込まない。
- 3、学内では、感染を避ける活動とする。

具体対策・・・情勢で変更する場合がありますので注意のこと

- 1、政府や県の感染対策方針を遵守する生活をする（校内でも遵守）。
 - （ア）健康チェックし、マスク、手洗い・消毒を励行し、3密を避ける。
 - （イ）不要不急の外出を避ける。特に緊急事態宣言の対象区域となっていた5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）への不要不急の往来は、6月18日までは控える。
- 2、感染が疑われる場合、登校しない判断を自主的に行う。
 - （ア）登校前に健康チェック（体温を含む）を行う習慣とする。疑わしい場合（個人差もあるが37.5℃以上の発熱、風邪症状（咳、痰、咽頭痛、呼吸苦など））には、担当教員に連絡のうえ2日間自宅待機して経過観察する。
 - （イ）同居人あるいはバイト先等濃厚接触と考えられる者がコロナ陽性と判明した場合、2週間、自宅待機する。
 - （ウ）登校時に体温検査できる体温計を主要建物に設置するのでチェックする。健康異常が発覚した場合、健康支援センターに電話で問合せ、対処する。
 - （エ）休んだことにより本人の不利益がないルールとします。実験・実習や試験を欠席した場合の対処（追試の実施等）を学科から通知します。
- 3、以下の感染対策を、建屋や活動単位ごとに責任者を決めて行っています。特に、研究室では指導教員の指示に従ってください。
 - （ア）居所で遠隔会議システムなどを用いてできる活動（講義、ゼミ、面接指導等）では登校しない。実験・実習、試験等での登校は、この時期に実施しなければならないものに限る。実施する場合においても複数の班に分け登校者数を限定するなど、できる限り学生の感染リスクの低減を図ること。
 - （イ）実験室等は、3密を回避できる環境とすること。特に、**対面**での活動（実験・食事等）を避けること。
 - （ウ）実験・実習、試験等学生が実験等の時間外にオンライン授業を受講できる教室等を確保する。教室等では、3密を回避できる環境とすること。